

広島県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和四年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
東広島市西条町田口字東子二七三番一地从 東広島市西条町田口字東子二八一五番一地先 まで	旧	七・八〇〃六 六・一〇	二八〇・〇〇		
	新	一〇・七〇〃 六七・〇〇	二八〇・〇〇	拡幅	